高知県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「高知県道路メンテナンス会議」(以下、「本会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、高知県内の道路 管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、計画的か つ円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

(協議事項)

- 第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。
 - (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有に関すること。
 - (2). 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
 - (3). 道路施設の損傷事例や技術基準類の共有に関すること。
 - (4). その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。
 - 2. 本会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事 運営に支障が生じると認められる協議(専門部会含む)については、非公開で行うも のとする。

(組 織)

- 第4条 本会議は、第2条の目的を達成するため、高知県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。
 - 2. 本会議には、会長及び副会長を2名置くものとし、会長は国土交通省四国地方整備 局土佐国道事務所長、副会長は国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長、高 知県土木部道路課長とする。
 - 本会議の構成は「別表」のとおりとする。
 ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
 - 4. 会長に事故等があるときには、副会長がその職務を代行する。
 - 5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

(事務局)

- 第5条 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。
 - 事務局は、国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所、国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所、高知県土木部道路課に置く。
 - 3. 事務局は、次の事項について調整する。
 - (1). 本会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
 - (2). 本会議における審議議題の調整
 - (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
 - (4). その他、本会議の運営に際し必要となる事項の調整

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、本会議の承認により行うことができる。

ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとす

る。

(その他)

第7条 本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年7月3日から施行する。 専門部会として、高知県跨道橋連絡部会を平成27年3月27日より設置する。 専門部会として、高知県道路鉄道連絡会議を平成28年2月21日より設置する。 本規約は、令和6年10月23日に一部改正する。

高知県道路メンテナンス会議名簿 R6.10.23改正 役職 所 属 会 長 国土交通省 四国地方整備局 土佐国道事務所長 副会長 高知県 土木部 道路課長 副会長 国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所長 都市建設部長 高知市 室戸市 建設土木課長 建設課長 安芸市 南国市 建設課長 土佐市 建設課長 建設課長 須崎市 土木課長 宿毛市 まちづくり対策課長 土佐清水市 まちづくり課長 四万十市 香南市 建設課長 香美市 建設課長 東洋町 産業建設課長 奈半利町 地域振興課長 田野町 産業建設課長 安田町 経済建設課長 北川村 経済建設課長 馬路村 建設課長 芸西村 土木環境課長 本山町 建設課長 大豊町 産業建設課長 土佐町 建設課長 大川村 むらづくり推進課長 いの町 土木課長 仁淀川町 建設課長 中土佐町 建設課長心得 佐川町 建設課長 越知町 建設課長 檮原町 環境整備課長 日高村 建設課長 津野町 建設課長 四万十町 建設課長 大月町 建設環境課長 三原村 農林業建設課長 黒潮町 まちづくり課長 西日本高速株式会社 四国支社 高知高速道路事務所長 国土交通省 四国地方整備局 道路部 道路保全企画官 オブザーバー 国土交通省 四国地方整備局 |道路部 地域道路課長 国土交通省 四国地方整備局 四国技術事務所長 国土交通省 四国地方整備局 土佐国道事務所 事務局 高知県 土木部 道路課

国土交通省 四国地方整備局 中村河川国道事務所